

令和2年第3回

中種子町議会 9 月定例会会議録

開会 令和2年9月 9日

閉会 令和2年9月17日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和 2 年第 3 回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
9 月 9 日	水	本会議 (開会・一般質問・議案審議) 委員会
9 月 10 日	木	休 会
9 月 11 日	金	休 会
9 月 12 日	土	休 日
9 月 13 日	日	休 日
9 月 14 日	月	休 会
9 月 15 日	火	休 会
9 月 16 日	水	休 会
9 月 17 日	木	本会議 (議案審議他・閉会)

令和 2 年第 3 回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月9日）（水曜日）

1. 開	会	3
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2	会期の決定	3
4. 日程第3	諸般の報告	3
5. 日程第4	行政報告	4
6. 日程第5	一般質問	5
	池山喜一郎君	5
	濱脇重樹君	11
休	憩	20
	浦邊和昭君	20
7. 日程第6	報告第3号 令和元年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について…	22
	田渕川寿広町長提案理由説明	23
	質疑	23
8. 日程第7	議案第43号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例	23
	田渕川寿広町長提案理由説明	23
	質疑	23
	討論	24
	採決	24
9. 日程第8	議案第44号 令和2年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について……	24
	田渕川寿広町長提案理由説明	24
	質疑	24
	討論	24
	採決	24
休	憩	24
10. 日程第9	議案第45号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第7号）	25
	田渕川寿広町長提案理由説明	25
	阿世知文秋総務課長補足説明	25
	質疑	28
	討論	29
	採決	29
11. 日程第10	議案第46号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）	29
	田渕川寿広町長提案理由説明	30
	質疑	30
	討論	30
	採決	30

12. 日程第11	議案第47号 令和2年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	30
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	30
	質疑……………	31
	討論……………	31
	採決……………	31
13. 日程第12	議案第48号 令和2年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	31
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	31
	質疑……………	32
	討論……………	32
	採決……………	32
14. 日程第13	認定第1号 令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について……………	32
15. 日程第14	認定第2号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について……………	32
16. 日程第15	認定第3号 令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について…	32
17. 日程第16	認定第4号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 について……………	32
18. 日程第17	認定第5号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	32
19. 日程第18	認定第6号 令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定に ついて……………	32
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	33
	阿世知文秋総務課長補足説明……………	35
	質疑……………	37
	決算特別委員会委員選任……………	38
	休 憩……………	38
	決算特別委員会委員長、副委員長選任……………	38
20. 日程第19	陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について……	38
21. 散 会……………		38
第2号（9月17日）（木曜日）		
1. 開 議……………		42
2. 日程第1	会議録署名議員の指名……………	42
3. 日程第2	自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会中間報告……………	42
	濱脇重樹自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員長……………	42
4. 日程第3	議案第49号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第8号）……………	43
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	43
	質疑……………	44
	討論……………	44
	採決……………	44
5. 日程第4	同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件……………	44

	田渕川寿広町長提案理由説明……………	45
	質疑……………	45
	討論……………	45
	採決……………	46
6. 日程第5	陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について……	46
	蓮子信二総務文教常任委員長報告……………	46
	質疑……………	47
	討論……………	47
	採決……………	47
7. 日程第6	発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる ための、2021年度政府予算に係る意見書……………	47
	質疑……………	47
	討論……………	47
	採決……………	47
8. 日程第7	発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に 対し地方税財源の確保を求める意見書……………	48
	園中孝夫議員趣旨説明……………	48
	採決……………	49
9. 日程第8	議員派遣の件……………	49
10. 日程第9	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………	49
11. 閉 会……………		49

第 1 号

9 月 9 日

令和 2 年第 3 回中種子町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸般の報告 | |
| 第 4 | 行政報告 | |
| 第 5 | 一般質問 | |
| 第 6 | 報告第 3 号 | 令和元年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について |
| 第 7 | 議案第 43 号 | 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 44 号 | 令和 2 年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について |
| 第 9 | 議案第 45 号 | 令和 2 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号） |
| 第 10 | 議案第 46 号 | 令和 2 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 11 | 議案第 47 号 | 令和 2 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 12 | 議案第 48 号 | 令和 2 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 13 | 認定第 1 号 | 令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 認定第 2 号 | 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 認定第 3 号 | 令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 認定第 4 号 | 令和元年度中種子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 認定第 5 号 | 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 認定第 6 号 | 令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について |
| 第 19 | 陳情第 2 号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について |

―――○―――

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

―――○―――

3. 出席議員は次のとおりである。（12 名）

1 番 浦 邊 和 昭 君
 3 番 池 山 喜一郎 君
 6 番 蓮 子 信 二 君
 8 番 下 田 敬 三 君
 10番 日 高 和 典 君
 12番 園 中 孝 夫 君

2 番 橋 口 渉 君
 5 番 永 濱 一 則 君
 7 番 濱 脇 重 樹 君
 9 番 迫 田 秀 三 君
 11番 戸 田 和 代 さん
 13番 徳 永 留 夫 君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 田 渕 川 寿 広 君	副 町 長 土 橋 勝 君
総 務 課 長 阿 世 知 文 秋 君	町 民 保 健 課 長 横 手 幸 徳 君
福 祉 環 境 課 長 上 田 勝 博 君	農 林 水 産 課 長 里 重 浩 君
建 設 課 長 長 田 認 君	農 地 整 備 課 長 池 山 聖 年 君
企 画 課 長 徳 永 和 久 君	会 計 管 理 者 兼 池 端 み どり さん
税 務 課 長 春 田 功 君	会 計 課 長 牧 瀬 善 美 君
保 育 所 長 山 田 和 春 君	水 道 課 長 石 堂 晃 一 君
行 政 係 長 榎 元 卓 郎 君	空 港 管 理 室 長 鮫 島 司 君
教 育 長 北 之 園 千 春 君	財 政 係 長 浦 口 吉 平 君
社 会 教 育 課 長 園 田 俊 一 君	教 育 総 務 課 長 阿 世 知 文 秋 君
農 委 事 務 局 長 遠 藤 淳 一 郎 君	選 挙 管 理 長 事 務 局 長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 下 村 茂 幸 君 議 事 係 長 稲 子 隆 浩 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 開会前に議場内の皆様へお知らせします。

本日の会議はコロナウイルス予防のためマスク着用での対応となります。お聞き苦しい点があると思いますが、御理解をお願いいたします。

なお、議員及び当局の職員におかれましては、発言しづらい場合はマスクを外しても構いません。また、傍聴席については、密接を避けるため間隔をあけての座席となります。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回中種子町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、下田敬三君、9番、迫田秀三君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（徳永留夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

7月10日、種子島地区広域事務組合議会議員に、西之表市議会議員の竹下秀樹議員が選任されました。

同日、第1回中南衛生管理組合議会臨時会が開催され、一般会計補正予算及び、中南広域斎苑火葬場増築他工事請負契約ほか2件が上程され、全て原案のとおり可決されました。

7月31日、西之表市役所において、熊毛郡町議会議長会臨時会が開催され、郡議長会行政調査を中止することに決定しました。

同日、第9回種子島屋久島議会議員大会議長会臨時会が開催され、同大会を中止することに決定しました。

以上の会議資料等は事務局に保管してあります。

また、お手元に配付しましたとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3

項の規定による「例月現金出納検査」の結果について報告書が提出されています。
これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（徳永留夫君） 日程第４、行政報告を行います。

これを許可します。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、まず、台風10号に関しての御報告をさせていただきます。9月5日夕方から9月7日明け方までの台風10号に対しての対応、被害状況と避難者数などについてでございます。

台風10号接近に伴い、9月4日金曜日に台風10号対策会議を庁舎内で開催したところでございます。会議終了後のタイミングで気象庁より、経験したことのない大きな勢力の台風であり厳重な警戒が必要である。という旨の連絡が私のほうに直接ございました。熊毛支庁、島内1市2町、各消防分団などとも対応を協議いたしました。

9月5日午後5時に、避難準備情報を発令、同時に避難所を開設しました。中央公民館、福祉センター、星原小学校、納官小学校、油久小学校、南界小学校、岩岡小学校、増田ベニーハウス。

9月6日午前6時には、避難勧告を発令したところでございます。保健センター、中種子中学校を避難所として追加し、開設したところでございます。

職員含め、各消防分団の皆様、区長さん、集落長さん、各学校の教職員の皆さんなどの御協力により、各避難所でスムーズな開設、そして、コロナウイルス感染防止策も意識しながらの運営ができたのではないかと考えております。各地域、関係者の皆様方の御協力に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

避難者数でございますが、中央公民館67名、福祉センター47名、星原小学校68名、納官小学校3名、油久小学校19名、南界小学校37名、岩岡小学校17名、増田ベニーハウス11名、保健センター3名、中種子中学校3名、合計275名の方が避難をされております。

9月6日午後5時ごろから、中央公民館以外の全ての避難所が停電をしております。同時に、野間校区の一部を除き、全ての家屋、民家等で停電となりましたが、きのうまでに町内の停電はほぼ解消されているようでございます。被害状況でございますが、幸いなことに死亡、けが人など被害報告はございません。また、被害規模の大きな家屋、倉庫などはございませんが、民家や倉庫の屋根の一部など、小規模な損傷などは若干見受けられるようでございます。公共施設、道路、河川、農地などについても、大規模な被害の報告はございませんが、職員住宅の一部損傷や、各学校の倉庫のスレート損傷、備品の破損などがございました。公共施設につきましては、最終日に修繕費などを予算計上させていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

農作物の被害でございますが、サトウキビの被害状況については、全倒伏が一部見られますが、半倒伏及び小倒伏、葉の裂傷がほとんどで、折損はほとんど見受けられないようで、サトウキビの被害としては5%の被害で報告をさせていただいております。

サツマイモについては、葉が黒くなっている圃場があるものの、大きな被害は見受けられませんでした。東側の圃場で、塩害の被害が今後出てくるのではないかなというふうに考えておるところでございます。現時点で被害は3%で報告をさせていただいております。

ポンカン、タンカンの果実すれがあり、これに関しましては10%の被害で報告をしているところでございます。そのほか、野菜などの被害や、ビニールハウス等の被害が若干見受けられるようでございます。

台風10号により避難を強いられたり、長時間の停電により不便な思いをなされた町民の皆様は心よりお見舞いを申し上げます。

続きまして、6月議会でも下田議員から御質問もございました、町主催の各種行事などについてでございますが、町民体育祭、町内駅伝競走大会、町民文化祭、生涯学習大会、農林漁業祭は、現時点で中止を決定してございます。そして、本年度、町制施行80周年記念式典を計画させていただいておりましたが、これも中止とさせていただきます。

全てのイベントがこのようなことで開催を控える状況の中、大変寂しい1年となっておりますが、鹿児島市内でのクラスター感染や、与論町のクラスター感染、熊毛圏内においては、屋久島での感染者の確認もあり、関係者の皆様も熟考を重ねていただき、町民の安全を第1にということで、断腸の思いで決断をなされております。また、新春に行われます成人式につきましては、一生に1度しかない成人式ということもあり、実行委員の皆さんと協議をしながら、開催可能かどうかの検討をさせていただいている状況でございます。

以上2点でございますが、行政報告というふうにさせていただきます。

○議長（徳永留夫君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（徳永留夫君） 日程第5、「一般質問」を行います。

順番に発言を許可します。

まず3番、池山喜一郎君。

〔3番 池山喜一郎君 登壇〕

○3番（池山喜一郎君） おはようございます。

台風10号も前宣伝が相当強いということで心配しておりましたが、幸いに勢力が落ちまして、本町においては死亡事故等もなく、被害が少なかったということは本当に喜ばしいことだというふうに思います。

私は、スマート農業の推進についてということで、質問をさせていただきます。農業の担い手不足、高齢化の進行等により、労働力不足が深刻な問題となっております。農業法人等では、平均経営耕作面積が拡大しており、1人当たりの作業

面積の限界を打破する技術の導入が期待されております。

ここで、議長の許可をもらって参考資料を配付しておりますので、これを見ていただきたいと思います。これは、2015年の農林業センサスの資料を抜粋したものでございます。資料については、この資料になります。

まず、中種子町の農業人口の推移なんですが、農家数で昭和50年で2,169戸でありましたが、平成27年では1,177戸と約1,000戸減少しております。近年の平成17年からしますと、平成27年は400戸以上の減少となっており、減少が加速している状況でもあります。また一方、専業、兼業農家数を見てみますと、専業農家の減少より、兼業農家の減少が顕著であります。昭和50年兼業農家1,519戸でしたけども、平成27年430戸と著しく減少しております。このことが、農家人口の減少に大きく起因してると言えるんじゃないかならうかと思います。

年齢別農業経営者数を見ると、平成27年2月1日現在で、農業経営者の平均年齢は63.9歳でありますけども、60歳以上は、農家数総数の1,017人に対して518名と、農業経営者の高齢化が深刻な状況になっております。全体の50.9%が65歳以上というふうになっております。

経営耕地面積、規模別経営体数を見てみますと、1番下の表になりますが、5ヘクタール以上の経営体数は、平成22年で117経営体、全体の22年の全体の9.5%、平成27年は128経営体、全体の12.1%となっております。中でも、平成27年10ヘクタールを超える農業法人等経営体が17経営体増加しているというような状況でございます。このようなことが見えてきます。

農家人口の減少、それから高齢化の進行、経営規模の拡大、このような状況を踏まえ、本町においても、ロボット、AI、IoT、ローカル5Gなど先端技術を活用する農業、スマート農業を積極的に推進し活用していく必要があると考えます。

農林水産省では、2020年度まで、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、関係機関と実証・普及及び環境整備の取り組みを一体的に進めると走っております。スマート農業を活用することにより、農作業の省力、軽労化により、効率的な生産活動をさらに進められることができるとともに、新たな担い手の確保や、栽培技術力の継承等が期待されます。

現状を踏まえ、将来の取り組みについて考えをお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

あとは、質問席のほうから質問をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 池山議員のスマート農業の推進について、現状を踏まえ、将来への取り組みについての考えをとということでございます。

日本国内におきましても、全産業において労働力不足が大きな問題となっております現状でございます。当然、今議員のほうから資料に基づいて説明がございましたように、本町の農業従事者これも人口減少、高齢化等により、離農者も含め、

離島という環境もあり、非常に速いスピードで減少していく中、この対策は大きな課題であるという認識は、議員と同じ思いでございます。

その中で、このスマート農業の推進につきましては、国の農政の基本姿勢で、議員の御説明とダブるところがあるかもしれませんが、2013年の12月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、産業政策と地域政策を車の両輪とする農政改革を実施し、産業政策においては、農林水産業の成長産業化を実現すべく政策を展開するため、スマート農業の推進として令和元年6月に策定されました。農業新技術の現場実装推進プログラムに基づき、スマート農業の開発から普及までの取り組みを推進するとなっていていところでございます。対策として、国際競争力の強化に向け、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した、いわゆるスマート農業、これを現場に導入実証し、経営効果を明らかにするとともに、スマート農業の最適な技術体系を検討し、情報提供を行うことなどにより、スマート農業の社会実装を加速化するとなっています。

具体的には、まずスマート農業技術の開発、実証として、生産現場が抱える課題の解決に必要なロボット、AI、IoTなどの先端技術を現場に導入実証し、経営効果を明らかにします。次に、実証データや活動記録など、技術面、経営面から分析しその結果を踏まえ、農業者が技術を導入する際の経営判断に資する情報提供や、スマート農業技術をより安価に提供する新サービスの創出を促す取り組みを実施し、経営管理システム、自動走行トラクターの無人協調作業、ドローンによる農薬散布、自動収穫ロボットなどの実証を行い、スマート農業の社会実装、これを加速化させるとなっていていところでございます。

また、県も、農業の持続的発展に必要なスマート農業の理解促進と、その導入に向けた今後の基本的な取り組みなどについて示した、鹿児島県スマート農業推進方針を策定し、生産現場におけるスマート農業の実装に向けた取り組みを推進することとしているところでございます。これを踏まえまして、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業推進事業として、昨年9月にスマート農業機器実演研修会を、中種子町の満足山地区圃場において開催をしているところでございます。研修会では、自動操舵装置つきトラクターによるサツマイモの畝立て、同じく自動操舵装置つきトラクターによるロータリー耕、農業用ドローンの飛行でも、アシストスーツを装着しての実演を生産者団体の代表者、機械メーカー、関係機関などが参加して行っているところでございます。また、町でも県の事業を活用したスマート農業導入実証活動として、中種子町園芸産地確立対策協議会が事業主体となり、令和2年度に現地実証を行うこととしているところでございます。具体的には、安納芋、バレイショ、タンカンの圃場において、防除実証としてドローンによる農薬散布、パワーアシストスーツによる農作業時の労力負荷軽減の実証及び現地検討会を行う計画でございます。

これらの実証活動を推進しながら、町としても、基幹作物のサトウキビを初め、サツマイモなどの面積維持拡大を図るためにも、スマート農業の推進は大変必要だというふうに考えているところでございます。

現在、国や県において、スマート農業技術の開発、実証プロジェクトを実施中

でございますので、これらの動向も注視しながら、本町に合ったスマート農業の推進を国県と連携しながら、そして各関係機関と協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

またスマート農業の導入に当たって、導入する大型機械などにおいては、基盤整備等が必要となることが想定されますので、圃場の区画整備や、大型区画の整備なども含めて推進する必要があるというふうに考えておりますし、より正確で、より実現可能なスマート農業のためにも、現在の4Gから、いわゆる5G、第5世代移動通信システムへの移行にかかる環境整備も予算などを含め、国や県にも強く要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

農林水産省の考え方等について、若干、副町長のほうに、この後補足説明をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 副町長。

○副町長（土橋勝君） それでは、スマート農業の推進につきまして、補足を説明させていただきますと思います。

まず、国の農政についてでございますけども、先ほど、町長からもお話がございましたとおり、平成25年の5月にですね、内閣に総理大臣を本部長、官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部というものが設置されたところでございます。同じ年、平成25年の12月に、この活力本部におきまして、産業政策としての農林水産業の活性化、そして、地域政策としての美しく活力ある農山漁村の実現を目指す、農林水産業・地域の活力創造プランというものが策定され、農政改革に取り組んできたところでございます。

また、特に近年、担い手の不足や農地の減少が著しいということに加えまして、自然災害が頻発している。あるいは農産物貿易をめぐる国際環境が大きく変化してきているということに対応していくために、令和元年12月に、先ほどの本部においてですね、生産基盤の強化を目的といたします農業生産基盤強化プログラムというものが策定されました。このプログラムにおきましては、農業だけではなく林業や水産業も含めた、スマート農業の生産現場への実装、実際に装備をしていただくというものの推進が掲げられておりまして、国としましても、引き続きスマート農業の技術の開発から普及までを推進していくという方針で取り組んでいるところでございます。

スマート農業と申しますと、一般的に、無人の走行トラクターですとか、ドローンによる肥料農薬の散布といったイメージがあるかと思いますが、必ずしもそれだけではなく、例えば、稲作におきましては、水田センサーを導入することによって、きめ細かな水管理に取り組まれている事例ですとか、畜産では、牛の監視装置を導入することによって、牛の発情ですとか、分娩の早期発見といったことに取り組まれている事例もございます。スマート農業といいますのは、やはり生産者の減少、あるいは高齢化といった、まさに生産現場の課題をですね、AI、ロボットなどの先端技術を活用することによって解決していくものでございます。現在スマート農業という言葉はかなり広く認識されているところでござ

いまして、企業ですとか、研究機関がさまざまな技術やシステムといったものを開発しているところがございます。

農林水産省の補助事業でも、そういった技術の導入を支援するものも幾つかあるところがございますので、それらを活用しましてですね、中種子町の農業の発展につなげていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） ただいま町長、それから副町長のほうから答弁いただきました。ありがとうございます。

中種子町の農業の実態に合ったスマート農業の進め方ということで、県なり、それから、副町長も農林水産省からいらしておりますので、国と提携を持ってですね、早急に中種子町におけるスマート農業の確立というのを進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、町の中種子町の第6次の長期振興計画が策定されていきますけども、この中でのスマート農業の位置づけというのはどのように考えているのか。また、今後の基盤整備を含めてですね、うたわれていくものかどうか、その辺までちょっと町長にお伺いしたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ただいま町振の策定に着手する準備をしているところでございますが、当然そういったことを踏まえながら、長期振興計画の中にそういったものも入れ込んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） 今後の取り組みについてお聞かせいただきまして、着実にこのスマート農業が推進されていくんだろうというふうに期待を申し上げて、この件については終わりたいと思います。

次に、育苗施設の整備についてということで、令和元年12月議会一般質問で、早期水稻育苗だけにとらわれず、WCS、キビー芽苗や、今後さらに産地化が予想されるブロッコリーの育苗等、本町で周年一貫した育苗体制の構築が必要ではないかという質問について、御理解をいただいたところでございますが、その後の対応についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 昨年12月の一般質問で、水稻育苗にとらわれない育苗施設というのは、本当に私も理想であると考えており、また特にこれから先、少子高齢化、担い手不足の中で、育苗施設自体はとても大切なものだと考えております。ただ、農家は苗からという昔からの話もありますが、そこを上手にやっていけるようなシステムづくりと、一元化した育苗ハウスなどの整備などは、とても理想的なものであるというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

水稻育苗施設の整備につきましては、昨年6月の一般質問で、令和2年の春の

利用については、現在の施設を修理しながら現状で対応し、令和3年の春には新しい播種プラントが使用できる体制をとるよう調整しているところです。と答弁をさせていただいております。その後、そういう新しい育苗プラント、播種プラントの場所の選定を含めて、公社の理事であります皆さん方と、特に農協の組合長さんと協議を行いました結果、現在の播種プラントを更新するということで検討していたところでございます。

ことし6月に、水稻作付農家に対して、作付に係る現状及び今後についてのアンケート調査を実施したところでございます。対象農家707戸に配布し、回収は457戸、回収率が64.6%でした。

アンケートでは、今後も播種するという回答が95戸、5年度は購入しないが32戸、現在購入していて今後も購入したいが271戸、5年後はやめる予定が31戸ございました。

また箱数についてですが、現在自分で播種していると回答された方が、食料米で1万9,260箱。WCS用1,755箱。現在購入していると回答された方の箱数は食用米2万1,843箱でした。また、5年後購入する場合の箱数は、食用米が2万1,539箱。WCS用が1,352箱となり、5年後は、現状より食用米及びWCSとも若干の減少のアンケート結果というふうになっておるところでございます。

このアンケート結果からは、水稻の作付は今後の面積拡大は大変厳しく、また転作や自己保全がふえることが予想されること。国県の補助事業に該当する施設整備がなかなかない状況であることから、県とも協議を重ねているところでした。該当する施設整備事業、当然播種プラントの機械の不備、不調が原因で、こういったことを当然やらなければいけなくなったわけでございまして、そういったものに対する施設整備の事業がない中、事業主体である種子島農業公社のほうから、播種プラントのコンピューター部分の基盤、これがメーカーにあるとの連絡があり、現在の育苗施設は建屋はしっかりしておりますので、中に入っている播種プラント本体もしっかりしていることから、育苗施設の更新をするのではなく、このコンピューター基盤を取りかえる修繕で済むことがわかりました。

また経費面でみれば、新たに施設整備をしたり、播種プラントの更新をする場合に比べ、値段は格段に安い経費で済み、令和3年春の播種が農家に迷惑をかけることなくできると、農業公社からの回答がございました。この基盤取りかえ作業などで、今後5年、10年は利用できるのではないかとということから、水稻育苗については、現在の場所で行い、それ以外の育苗については、農協の育苗ハウスなどを有効利用していただきたいというふうに考えております。一方で、効率の面から申し上げますと、本町の同じ場所に施設があるのは、やはり私も、今でも理想的であると考えているところでございます。将来を見据えて今後、地元にある資源を有効利用できるいろいろな施策や補助事業など調査し、本町で周年一貫した育苗体制が構築できるよう関係機関と連携を図りながら、しっかり検討していきたいと、前向きに検討していきたいというふうに考えているところでございます。まずは補修、新たに設置する事業等がなかったこと、それとコンピューター、播種プラントのコンピューターの基盤が見つかったことということで、大変

危惧しておりました、農家の皆さんに対する迷惑をかけるのではないかということに関しては、とりあえず回避はできたということで、それで終わりではなく、この前の質問でも答弁させていただいたように、総合的なそういう育苗施設を設置することは、大きく前に進めていければなというふうに考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 3番、池山喜一郎君。

○3番（池山喜一郎君） ありがとうございます。

農家が1番心配してる、苗ということでございましたので、その辺の心配が解消されるということは、うれしいことだと思います。ただ効率的とか、そういう面から言いますと、いろいろ分散してますと、やはり人的な面とかいろいろですね、不足が生じる場所もありますので、事業があるとするならばなんですけど、今のところないということですので、ちょっと無理かなと思いますけど、できるだけ早目に実現できるよう、御努力していただきたいというふうに思います。苗というのは、苗半作といいまして、1番大事なものです。農家にとってですね。それを御理解をいただき、今後ともこの育苗についても関心を深めていただきたいというふうに思ひまして、これで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（徳永留夫君） 次に7番、濱脇重樹君。

〔7番 濱脇重樹君 登壇〕

○7番（濱脇重樹君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書のとおり、自衛隊誘致についてとコロナ感染対策についての二つの質問をしたいと思います。

私たち議会、そして自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会においても誘致を積極的に推進しており、議会も意見書や要望書を国や県に提出して、自衛隊誘致、自衛隊施設の誘致を強く要望しております。その意見書や要望書の中でも、大規模災害への対応力の強化による安全安心なまちづくり、隊員家族による人口の増加、自衛隊の各種イベント開催や交流人口増による地域の活性化、国からの防衛施設周辺対策事業による町民生活の向上、施設整備等に伴う各種建設工事や消耗品等の調達が発生するとともに、施設の維持管理に必要な各種ニーズによる雇用の創出が期待されています。当町への自衛隊施設の誘致を強く要望しているところでございます。

それでは質問に入りたいと思います。本町への自衛隊誘致について町長はどのように考えているのか、説明を求めます。町民が1番関心を持っている問題の一つと考えています。わかりやすく丁寧な説明をお願いします。

あとの質問は質問席で行います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま濱脇議員よりの質問で、自衛隊誘致について私の考えの説明を求めるとのことでございますので、これまで各校区ごとに開催をしておりました町政報告会の中では、議会の皆さんとともに訓練等を積極的に受

け入れ、自衛隊の誘致に結びつけていきたいというような説明をさせていただき、また訓練等に対する町民の皆様の御協力もお願いをしてきたところでございますが、ことしも開催予定でしたが、コロナの影響でその報告会が開催できておりません。大変ありがたい機会でございますので、答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

これまでの自衛隊誘致の経緯につきましては、議員の皆様御存じのとおり、本町議会が平成19年9月定例会で、「種子島空港跡地に自衛隊を誘致する意見書」を採択してからでございます。その後、誘致活動の一環として、議会、そして町民の皆様の御理解を賜り、演習などを毎年受け入れ、特に平成30年10月には、自衛隊基地以外で、国内初の日米共同訓練を実施しているところでございます。この自衛隊誘致ということに関しましては、自衛隊の陸上海上航空のどの部門なのかなどにつきましては、当然のことながら国の専権事項であるというふうに考えますので、私どもは言及できないところかと思いますが、自衛隊施設等の誘致、これが実現するようであれば、防衛省からの要請どおり受け入れる体制で挑みたいというふうに考えているところでございます。

自衛隊誘致をすることで、ということになりますと、先ほど議員もおっしゃいましたように、大規模災害への対応力などの強化、これは、安心安全なまちづくりの一環にもなるのかなというところであり、当然のことながら隊員や隊員家族による人口の増加や、交流人口の増加による地域の活性化、そして、国による防衛施設の周辺の対策事業であったり、施設整備などに伴う各種ものの調達が発生するとともに、施設の維持管理に必要な雇用の創出なども期待がされるところでございますので、本町への自衛隊の誘致を、議会の皆様方と一緒に強く要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） ことはコロナの関係で住民説明会ができていないということです。今後は積極的に町民の皆さんに説明していければ、町民の皆さんが町長はどういった考えでいるのか、というのを理解していただけるんじゃないかなと思います。

それでは次に、先日、防衛省の調達官が来庁され、馬毛島に自衛隊施設の整備をする必要性や馬毛島における施設の配置案が提示され、施設の整備を検討しているとの説明もありましたが、きょうの質問をする中で馬毛島について避けては通れません。

町長は馬毛島に自衛隊を誘致することについて、どういうふうに捉えているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 具体的なイメージでございますが、これから先、防衛省、国などにやはり要請していく中身は、平成19年9月定例会で議決をしております「種子島空港跡地に自衛隊を誘致する意見書」これが基本になるかと思います。そういった中で、私としてはあくまでも町民や議会の皆様方の理解が得られるも

のであれば、旧空港を含めた現種子島空港、また浜津脇港などの活用などはできないものかというふうに考えているところであります。また、防衛省より要請があれば、町有地については積極的に対応し、民有地に対しての要請があれば、所有者に協力を求め、県有地については、県知事に対し積極的に要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

自衛隊施設などの誘致を成功させるためには、積極的かつ具体的な提案、要請を国などへ早急に始めなければならないというふうに認識をしているところでございます。今後とも、議会の皆様方と共通認識を持って、本町の大きな発展に向け行動していきたいというふうに考えているところでございます。

実現に向けた計画などが示された場合、町民の皆様説明する機会をしっかりと設けていただき、町民の皆様の不安の払拭と十分な理解を求める努力が、私の仕事ではないかというふうに考えておりますので、このような場で私の考えを説明させていただきながら、町民の皆様にも私の考えをお示しできればと思います。

また、今回、町自衛隊誘致推進協力会会長より、私ども、多分議会のほうにもあったのかなと思いますが、要望書がございました。官民一体となった誘致活動を推進してほしい、ということでございますので、これに関しましては、この活動費の補正予算を計上しておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

特に、旧空港に関しましては、水陸機動団が訓練で使用する際に、旧空港から海岸までは町有地でございます、全てが。そういったところで、訓練の効率化、そしてまた、町民に不安を与えないやり方をする上では、非常に有効的な使い方ができるのではないかなという意識を持っております。また、そういう水機団の各種装備器具類の輸送につきましては、浜津脇港が近いんじゃないかなというようにことも考えており、また、新空港等も利用しながら、そういう機器類の移動、また、民間機と自衛隊機の共同利用などというものが、これはあくまでも私のイメージでございますが、可能であればぜひ皆さん方と協議をしながら、町民の皆様に理解を得ながら進めていければなというふうに、私としては現時点で考えております。

また、議員御質問の馬毛島の件に関してでございますが、まず馬毛島の行政区が西之表市であること。この点から申し上げますと、関係法令でございまして、市の条例などに係る部分もあろうかというふうに思いますので、軽々に私として賛否に言及できないところでございます。しかしながら、馬毛島は本町の行政区ではないものの、西之表市同様、騒音などの影響を受ける地域もあると考えているところでございます。防衛省よりしっかりと住民説明を行っていただきたいと思っておりますし、強く要望しているところでございます。防衛省には、西之表市だけではなく、本町にも強く影響があるということを申し上げ続けたいというふうに考えているところでございます。

馬毛島の自衛隊施設の整備、これが進むようであれば、本町にその関連施設を設置することも、これまでの自衛隊誘致の活動の一環ではないかというふうに考えているところでございます。引き続き議員の皆様方とともに、強く要望してま

いりたいというふうに考えているところでございます。

また先ほどの質問、先ほども答弁させていただきましたが、本町への自衛隊の誘致を積極的に推進していくという私の基本的な考えでございます。当然、国防や安全保障に関しましては、国の専権事項であると私は考えますが、自衛隊施設を本町に設置ということが具現化するようであれば、これは機密事項などもあるかと思いますが、その具体的な構想を可能な限り町民の皆様に説明していただき、町民の皆様方の不安を払拭し、理解をしっかりと得ながら進めていかなくはならないものであるというふうに考えておりますし、行政上の手続に関しても、その方向で動くようであれば積極的に関与、協力していきたいというふうに考えているところでございますので、議員の皆様方の御理解のほど、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 行政区が西之表市ということで言及できないものの、中種子町も関係がありますので、議会、協議会、一緒になって誘致を積極的に進めるといような内容だと私は理解しました。

続きまして、中種子町は自衛隊の訓練を7年間連続で受け入れ、平成30年には日米共同訓練も受け入れています。国の施策には大いに貢献していると考えています。今後さらに一歩進んだ誘致活動が必要になってくると思いますが、今後の誘致活動は具体的にどのように進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど来申しておりますように、このような場をお借りして、私どもの考えを御説明させていただき、町民の皆様方の御理解を得ながら進めていく必要性が絶対でございますので、そこら辺に関しましては、当然町政報告会なるものが、ちょっとコロナの関係でなかなかその大勢に町民の皆様方に集まっていたいて、ということができない部分がございます。そういったところでは、各地域で議員の皆様方にその旨のお話もしていただいたり、私もさまざまな会合、少人数の会合には出席する機会がコロナといえどもございます。そういった中では御説明させていただきながら、前向きに進めていきたいというふうに考えております。何といても、議員の皆様方を初め、町民の皆様方の御理解がないとできないことであるというふうな認識でございます。そういったところでしっかり対応できる部分では対応していきたいというふうに考えております。ただあくまでも、防衛省サイドも何か形ができた時点で、当然説明のしやすさがあるんですが、今こういう方向で動きたいというふうに我々は、私は、町長は、また議会の皆さんは思っているよつていようなことをお伝えいただくのが1番いいのかなというふうに考えております。

中種子町での訓練の受け入れに関しまして、ほとんどの皆さんが御理解をいただいているものだというふうに認識をしておりますが、やはり中には不安を感じる方もいらっしゃる、イデオロギー的に受け入れられないという人も中にはいらっしゃると思いますので、そういった皆さん方の声もしっかり耳を傾けながら進めていく大事なことはないかなというふうに考えております。

要望活動等につきましては、議会の皆さんとともに、防衛省、また国、各出先機関等に出向く機会をこれから多岐にわたってつくっていく必要があるなというふうに考えておりますし、また議会の皆様方からの御提案もいただければというふうに考えるところでございます。先が決まったことではない要望活動でございますので、そこら辺はできることを精いっぱいやっていくような形で考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） ちょっと答弁も質問もかぶる面もありますけど、どうしても町民や民間の人の理解がないとこれは進められないのではと思います。官民が一体となって誘致活動を展開する必要があると、情報を共有しながら進めていくべきと思いますが、もう一度その民間との協力の関係についてお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当初で申しましたように、町の自衛隊誘致推進協力会というのが発足してございます。その会長より、官民一体となった誘致活動をしていく必要があるという要望書が上がってきております。これに関しては当然、民間の団体でございますので、取り立てた活動費というものもなく、なかなか活動に手をこまねいてる部分もあり、いろいろな会報誌であったりそういったものを出したいような話も伺いましたので、そこら辺に関しましては、町と一緒に、議会と一緒にやっていくんだというような思いも強くお持ちでございますので、そういった活動費を、我々行政として、議会の皆様、そしてその推進協力会の皆様が一つになって行動ができるように、今回の補正予算で活動費の一部を若干、計上させていただいているところでございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） どうしても私も民間の協力、それと協議会や町民の協力ができないという気持ちでおります。一緒になって議会も町民も行政も一緒になって進めていくべきものだと考えています。先ほど町長も答弁にもありましたように、平成19年の9月議会において、自衛隊誘致が決議されております。種子島全体の安心安全なまちづくりと、人口増による地域の活性化及び安全保障環境、防衛基盤及び防衛体制の確立の立場から、種子島空港跡地に自衛隊の誘致を強く求める意見書が提出されています。私たち議会も決議されてから現在まで13年間の間、誘致活動に努力してきました。この13年間が無駄にならないように、必ず誘致をするという気持ちで、議会も行政も民間も一緒になって誘致活動を幅広く積極的に展開していくべきと考えています。これで自衛隊誘致の私の質問は終わりますが、また大きな動きがあったらまた意見を伺いたいと思っております。

続きまして、コロナ感染対策について伺います。今、町民一人一人が感染しないように、させないように協力をいただいております。人と人との距離をとる。外出時はマスクをする。部屋の換気を十分にする。十分な睡眠をとり健康管理を行う。3密を回避する。小まめに手洗いをする。アルコール消毒をするなど、町民全ての人に協力をいただいております。家族にも会えない、旅行にも行けない、

仕事に支障が出ている、そういった制限された生活が続いています。1日も早い終息を願っているところであります。

そこでの最初の質問になりますが、さまざまな事業で対応してきたと思うが、その中の給付金や商品券事業等の対策の成果について伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 給付金というのは、多分、特別定額給付金事業のことかと思いますが、これにつきましては、5月9日から申請を受け付け、8月8日に受け付けを終了したところでございます。

対象世帯が4,213世帯のうち、死亡により対象外となった4世帯及び居所不明世帯2世帯を除く4,207世帯の申請を受け付けているところでございます。給付につきましては、辞退を申請された2世帯3名の方を除き4,205世帯へ総額7億8,220万円を給付したところでございます。

この特別定額給付金事業につきましては、国の事業でございまして、給付金の使用に関しまして特に制限を設けていないところでございます。このことから、この給付金、これがどこで何に使用されたかにつきましては、把握のできないところでございまして、中種子町の経済にどれだけの影響があったのかというのは、正直、把握できていない状況でございます。

商品券事業というのは、このプレミアム商品券のことであろうかと思いますが。活性化プレミアム商品券事業のことかと思いますが、これにつきましては、1世帯5万円を上限に、対象世帯を3,500世帯と想定し、7月から8月の2カ月間販売を実施したところでございます。

販売実績につきましては、総額1億4,126万円。2,894世帯の皆様に購入をいただいております。想定しておりました3,500世帯に対しまして、82.7%の購入率となっているところでございます。全世帯の4,203世帯に対しては68.9%でございます。商品券の使用状況につきましては、9月8日時点で1億4,038万5,000円を登録事業者へ換金しておりまして、販売された商品券の66.3%に当たるところでございます。

商品券の使用につきましては、年内の使用期間で中種子町内の登録事業所のみとなっておりますので、販売された商品券の利用額、プレミアムも含む額ですが、2億1,189万円が町内の事業所で使用されることとなりますので、一定の成果は得られるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 国の事業の給付金については、ほぼ給付されたという理解をしましたが、この商品券につきまして82.7%は成果が上がった比率ですかね、これは。上がったと考えますか、町長は。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まあこれは100%できればよかったんですがなかなか。以前に国の消費税率のアップに伴い、国の事業でプレミアムの商品券が発売されたわけですが、あれの比率が30何%、ごめんなさい、正確な数字が手元にな

いもんですから。考え方からいきますと、この購入額というのは、そこそこ満足がいける数字ではないかなというふうに考えているところでございます。前回から申しておりますように、いかにその商店街等をサポートできるかという商品券の基本的な考え方でもございましたので、当然最後まで換金をしていただけるように、決して使い残しがないようにしてもらわないといけないんですが、購入された方におかれましては、年内での消費をお願いして、この中種子町内の事業所の手助けになったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 商品券に対しては、ある程度成果が上がってるという説明でいいですね。

それでは次の質問に入ります。現在、幸いなことに種子島において感染者は1人もいませんが、今後、感染者が出ないとは限りません。こういった場合の感染者発生時の医療体制はどういうふうになっているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 医療体制、感染者が発生した場合の医療体制はどういうふうになっているのかという御質問でございますが、この新型コロナウイルス感染症につきましては、まず、鹿児島県内の発生状況、若干この全体状況を説明させていただきますと、鹿児島県内の発生状況は、県内では9月8日現在、371名の感染者が確認されており、入院等の療養中の方が36名、自宅待機をされている方はおりません。退院等された方が324名、お亡くなりになられた方が11名となっているところでございます。また県内では、五つのクラスター感染が発生している状況でございます。

熊毛管内におきましては、8月19日に屋久島町で1名の感染者が確認され、島外で療養中となっておりましたが、現在完治して退院をされているところでございます。その後、熊毛管内におきましては、新たな感染者は確認されていないところでございます。幸いにも、議員おっしゃるように、中種子町内あるいは種子島では、新型コロナウイルス感染症の感染者は確認されていないところでございます。

御質問の感染者発生時の医療体制でございますが、発熱などがあり新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、医療機関へは直接行かず、帰国者・接触者相談センターであります西之表保健所へ相談していただき、帰国者・接触者外来の受診が必要かを判断して医療機関を受診していただくというふうになっております。現在そのような防災無線等も流させていただいておりますし、集落長発送での周知等も取り組んでいるところでございます。

PCR検査などの結果、新型コロナウイルス感染症の陽性となった方でございますが、原則、島内の感染症指定医療機関に入院することとなっているところでございます。感染者が増加した場合や症状が重篤である場合、無症状または軽症者で宿泊施設での療養をする場合など症状による振り分けは、県の新型コロナウ

イルス感染症調整本部で行い、島外の施設で療養する場合は、自衛隊、海上保安庁のヘリなどの派遣要請を行い搬送することになっているとのことでございます。また、県内の入院医療供給体制については、253病床を確保してございまして、無症状または軽症者を受け入れる宿泊施設を、薩摩半島、大隅半島、離島にそれぞれ1カ所ずつ合計188室を確保しており、さらに宿泊施設が不足した場合を想定し、200室程度のホテルを鹿児島市内に確保しているとのことでございます。ただいまの数的なものとか、人的なもの、おおむね説明しかできませんが、これに関しましては、入院患者を受け入れる病院や宿泊療養施設については、風評被害防止等の観点から非公表となっておりまして、私どもも把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 町民です、私が聞かれたことは、保健所はどこにあるかな。そういうのを二、三人から聞きました。そういった告知もやっぱりすべきじゃないかな。役場でも分遣所でも電話すれば教えるよっていう私はそういうふうな答えをしたんですけど、高齢の方だったり、わからないっていう人がいました。そういった町民に知らせる、そういった方法も、広報誌でも何でもいいと思いますが、そういった方法はこういったふうに考えているのかお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 集落長発送等での周知文書等の中にも再三入れておりますが、それでもわからないという方のために、今度また防災無線等で、そういうふうに案内をさせていただきたいと思います。少しでも不安に思った方が、直ちに保健所のほうに行って検査が受けれるような体制っていうのは大事かというふうに考えますし、防災無線等でも流しているように、いきなり病院に行ってもらわなくてはなくて、一応、保健所のほうに電話をしてみてくださいという御案内をしておりますので、電話番号について御案内をさせていただくような形をとろうかというふうに考えます。

その後、保健所に行くにはどうしたらいいのかっていうところの判断になるかと思いますので、再度、保健所の電話番号、コロナじゃないかなと思ったら、というような文書を作成して、集落長発送等もさせていただき、防災無線も流すような方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） ぜひ、そういうふうな方法をとっていただきたいと思います。

最後になりますけど、コロナの終息に向けての今後の対策について伺いたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） コロナ終息に向けての今後の対策ということでございますが、コロナ終息に向けての今後の対策として、新型コロナウイルス感染症、これは現在全世界で発生し、日本国内でも約7万3,000名の方が感染しているところでございます。コロナ終息、感染症終息に向けては、有効な治療薬であったり、

ワクチンの開発、これが不可欠であり、急がれるものではないかなというふうに私は考えております。

現在、厚生労働省では、有効な治療薬の実用化に向けて治験や臨床研究を行っているということでございます。またワクチンの開発についても、有効性、安全性の確認や、大量生産が可能であるかどうかの確認をする必要があるようで、開発には年単位の期間がかかるようでございます。しかしながら国として、ワクチンの研究開発の加速化や、迅速な生産、速やかに接種を可能とする体制整備を進めているとのことでございます。コロナ終息に向けましては、国主導のもと対策がとられていくことと思いますが、町といたしましては、終息というよりも、感染症対策の徹底が引き続き必要であることから、今後も国や県の動向を注視しながら、引き続きマスク着用や手洗いうがい、3密を避け、人と人との距離の確保などの基本的な感染症対策の徹底を町民の皆様に継続していただき、新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた新しい生活様式について、引き続き周知を続けてまいりたいというふうに考えております。

市町村で可能な対策自体、医療に関する法律の観点から、非常に限定的で感染防止対策を行うことが現在ではメインでございまして、終息に向けてというより、本町、本島での発生を防止するための、厚生労働省の指針にのっとりた対策をより一層徹底することが大事なことでないかなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 今後の対策で、ちょっと小さいことかもしれませんが、町立体育館それと多目的広場のトイレになりますけど、私はそこでゲートボールやらするときには、いつも車の中に石けんを積んで行ってます。それで、皆さんに手洗いの話も始まる前、開会式のときをお願いしたりしています。石けんとか、手洗いとかアルコール消毒を推進するというふうなことですけど、ほんの小さいことですけど、その小さいことは肝心じゃないかなと思います。石けんとか置いてないんですね。それで、体育館については、最近やっとな私も毎週、掃除のお姉さんに会って話もしたりするんですけど、自分で買って置いて、両方とも置いてきてますけど、体育館は最近は置いてます。ぜひ小さい子どもや小学生、中学生が、多目的、体育館の下で公園で遊んでいます。弁当も持ってきて御飯も食べたりしています。だからそういったことが本当の対策に、小さいことかもわかりませんが、そういったことを充実してもらえばと考えますけど、どうですかね。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そのように進めさせていただきたいと思います。

○議長（徳永留夫君） 7番、濱脇重樹君。

○7番（濱脇重樹君） 簡単な答弁でしたけど。これで質問を終わりたいと思いますけど、感染に敏感な時期だと思っております。いじめや風評被害や、そういったことが取り沙汰されていますが、マスコミ等でも報告されています。そういったことのないような対応をしてもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 11 時 30 分からとします。

―――○―――

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 28 分

―――○―――

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

次に 1 番、浦邊和昭君。

〔1 番 浦邊和昭君 登壇〕

○1 番（浦邊和昭君） 私は、圃場整備済み圃場の大区画化について、意見を述べさせていただきます、町長に質問をさせていただきます。

現圃場整備という事業は、昭和40年より始まりまして、ことしで約50年を過ぎたところだそうです。おかげさまで道路も整備され、それから排水溝も整備され、おまけに畑には乗用車で出かけていけるように非常に便利さを感じております。そのおかげといいますか、私たち農家は畑作業にもこれまで精いっぱい取り組んでこられたと感謝をしております。しかしながらここに来て高齢化がさらに進み、農業の経営規模も大型化し、そして、機械も大型化しております。そこに、さらに今後も大型化というのは当然のことながら望めることです。そこで、現圃場整備では、畦畔の多さ、そして複雑さ。そして、10アールという小面積からの区画で、作業の効率化、あるいは集約化というのは、非常に困難を感じているところでは、今後は、子どもが農作業をする上で、当然、現在までの圃場整備の中でも理想的な圃場整備という地区もたくさんありますけども、その一方で、非常に不便を感じているところもあるというところを言いたいわけです。よって、これらの対策として、とりあえずモデル地区というのを設定して、いろんな問題というのを見出し、そしてまた、そこからいろんな解決策というのも見出していくという考えはどうかというふうに思うわけです。

ぜひこれについてまず町長の御意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（徳永留夫君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 圃場整備済みの圃場の大区画化、それと、圃場整備がされていないところの圃場整備も含めてということでの御質問でよろしいかと思いますが、本町における畑の圃場整備、これは比較的まとまった団地におきましては、議員おっしゃいましたように、昭和40年代より開始をされており、平成31年度末現在、10アールから30アールで整備をされているところでございます。

一方、中山間部の未整備の小さな団地におきましては、不整形で狭小区画のため、生産性が非常に低い状況でございまして、維持管理、これ自体も困難であるようなことから、農地の遊休化や耕作放棄が進む方向の傾向であるというふうに

考え認識しておるところでございます。こうしたことから将来にわたり効率的な農業生産が維持できるよう、継続して区画整理を推進するとともに、農道の拡幅整備であったり、圃場再整備、土層改良、そして、表土が流された圃場整備完了地区も最近ふえてきておりますので、そういったところへ客土などを含めた生産基盤の条件整備を総合的に推進していきたいというふうに考えているところでございます。

特に現在は、基幹作物でございますサトウキビの増産強化、これを図ること。これは喫緊の課題でございますので、農道の拡幅整備などを先行して実施しているところでございます。しかしながら、近年、高齢化による農業者の減少により、農業法人であったり、各地域の中心的経営体などの担い手への農地集積や、農業公社への作業委託が増加し、これに伴い、大型営農機械の導入が進んでいるところではございますが、圃場の区画が狭いことなどを理由に、効率的な農業生産が展開できていない地域、これがあるのも議員おっしゃるように現状把握しているところでございます。

御質問の大区画化のモデル地区の圃場整備につきましては、圃場区画の大型化、これには当然のことながら、地形であったり、排水の条件などのハード的な部分の条件、それ以外に農地の集積であったり、農業者の営農形態などのソフト的な条件により整備の形態、これは異なってまいりますので、今後はこれらの諸条件の調査検討を行いながら、地域の意向もこれ当然大事でございますので、地域の意向を把握しつつ、安定した農業経営のためにも関係機関と連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど池山議員からの御質問でもございましたとおり、将来的にはいわゆるスマート農業というものが実装され、本町においても導入されることを見込み、効率的な生産活動が展開されることが予想されますので、そのためにも、この大きな区画化モデル地区の圃場整備事業導入につきましては、私も前向きに考えていく必要があると考えておりますし、その調査、そしてまた、現状行っている計画等も再精査しながら、地域の意見も伺いながら、進めていければなというふうに考えているところでございます。とても大事な部分ではないかなというふうに私どもも感じているところでございます。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） このことについて、町長も同じような考えを持たれていることには大変うれしく思います。ただ、このことをもし行うならば、非常にいろんな問題が出てくるというのは、当然私もわかっているつもりです。特に、地権者といいますか、地主さんの高齢化によりまして、あるいは、先ほど町長の答弁の中にありました、地形の関係、そういったことからしますと、とても簡単なことではないと思いますけども、それを地域の意向というふうなことを言われますと、とても今すぐの、今すぐでなくても、とても長い先のような感じがいたします。ここはやはり行政側からどこかそういうモデル地区になるようなところを選定して動き出すというのは、手はどうかなというふうな、自分はお願いをしたいとこ

ろなんですけども、そういうところはいかがでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 大事なことだと思いますし、そこは声を上げていただくこと、また、農地整備課、農林水産課、担当課のほうに御提案等いただければなどというふうに考えております。それが即実現できるかどうかは別として、当然県の事業と国の事業等を使つての作業に入っていきますので。それと、今計画をしているもの、こういったものの優先的なものというのもございます。それは当然地域からの要望もしくはそこら辺の了解を得られた部分、そういったところもございますので、そういったところを順番でやっていく、単年度に全部ができるというわけでは正直ございませんので、計画的にやっていければなどというふうに考えておりますので、その計画の中に織り込む上でも、そういうご提案等を議員の皆様が地域の皆様と語らいながら、そういった提案もしていただければなどというふうに考えるところでございます。

現状といたしましては、当然調査研究は必要であり、そういったことも並行して進めていく必要性はありますが、現時点で今計画しているものの、それを実施していくこと、これが優先されると思いますので、将来的にはそういった今やっている事業を中身を変えていくとか、そういったことも当然検討しながら、議員のおっしゃったような大区画化ということは進めていく必要があるというふうに考えておりますので、そこら辺は、職員、担当部署がしっかり勉強しながらやっていく必要があるというふうに考えておりますので、そこら辺の指示はしっかりしておきたいと思います。

以上です。

○議長（徳永留夫君） 1 番、浦邊和昭君。

○1 番（浦邊和昭君） ありがとうございます。

やはりいま一つ言わせていただきますと、条件の悪い土地ほど、これから先、どんどん荒廃、あるいは休耕地というような形で出てくると思います。それをなくすためにも、やはりあの、この事業というのが何か私は今必要なんじゃないかなというふうに思うものですから、無理な質問だと思いながら、言わせていただいわけなんですけども、順番を守るというのはとても大事なことだと思うんですけども、やはり、先ほどのスマート農業、あるいは、今私が言いました大区画、こういったことが、将来的に私どもの中種子の農業にとっては、どうしても欠かせない大きな条件であろうというふうに私は思います。ですから、ぜひともひとつ、順番とか、そういうのを考えていただくのは当然でしょうけども、ぜひとも、計画の中に、町長も言われましたように大いに取り入れていただきまして、これが実現できますことを心より願いたいと思ひまして、一応私の意見と質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

—————○—————

日程第 6 報告第 3 号 令和元年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（徳永留夫君） 日程第6、報告第3号、「令和元年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第3号でございます。

令和元年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について御説明をいたします。

地方財政健全化法によりまして、地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの財政健全化比率の指標について、毎年公表をすることになってございます。その中で、一つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。また、公営企業につきましても、資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定しなければなりません。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はありません。実質公債費比率は10.8%。前年度に比べまして0.7ポイント増加。将来負担比率は20.7%。前年度に比べ6.9ポイント減少しています。いずれの指標も、現時点では早期健全化基準を下回っている状況でございます。

今後も財政状況に留意しながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。監査委員の意見書とあわせて報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第7 議案第43号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第7、議案第43号、「中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第43号について説明をいたします。

中種子町手数料徴収条例の一部改正でございます。行政手続における特定の個人を識別するための利用などに関する法律の一部改正により、通知カードの廃止及び通知カードに係る手続などが廃止をされました。これに伴いまして、再交付手数料に関する規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 44 号 令和 2 年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について

○議長（徳永留夫君） 日程第 8、議案第 44 号、「令和 2 年度中種子町水道事業会計資本金の額の減少について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 44 号について説明をいたします。

中種子町水道事業会計資本金の額の減少についてでございます。繰越欠損金の一部を資本金から補填するため、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定により議決を求めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（徳永留夫君） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね 13 時 30 分からとします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午後 1 時 18 分

—————○—————

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

―――○―――

日程第 9 議案第 45 号 令和 2 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、議案第 45 号、「令和 2 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について説明いたします。

今回の補正は、普通交付税の交付決定と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加、梅雨前線豪雨による災害復旧経費の追加が主なものでございます。

歳入歳出それぞれ 5 億 3,933 万 7,000 円追加し、補正後の予算総額を 85 億 6,200 万円とするものでございます。以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上をしております。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、議案第 45 号、令和 2 年度中種子町一般会計補正予算（第 7 号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まずは歳出から御説明申し上げます。

14 ページをお願いします。

14 ページ 1 番上の、議会費、目の 1 議会費、減額 232 万 2,000 円は、報酬及び所管事務調査中止に伴うものでございます。

1 段下の、総務費、目の 1 一般管理費、減額 18 万 6,000 円は、退手組合負担金の減額と、自衛隊誘致に伴う協議会への負担金の増額でございます。

1 番下の、目の 5 財産管理費、増額 1,963 万 4,000 円は、高峯町有地強制執行手数料と建物購入費、温泉保養センター隣の旧漁民センター解体工事費でございます。

次のページをお願いいたします。

15 ページの上段の、目の 6 企画費、増額 79 万 3,000 円は、風力発電の修繕料、その 2 段下の、目の 12 電算処理費、増額 233 万 5,000 円は、税等の収納をコンビニ対応するためのシステム改修委託料。

その下の、目の 14 地域開発費、減額 1,378 万 5,000 円は、買物支援等ニーズ調査実証実験の事業不採択による減額と、独身男女交流イベントの中止によるものでございます。

次に、16 ページをお願いします。

上段の、目の 17 公共施設管理費、減額 156 万 7,000 円は、流水プール営業中止による諸経費の減額でございます。

中ほどの下、目の 2 賦課徴収費、増額100万円は、日本郵便の法人税還付によるものでございます。

次のページ、17ページをお願いします。

17ページ 1 番下の、目の 1 社会福祉総務費、増額4,608万2,000円は、新型コロナウイルス対策として、障害者福祉施設への補助金と、国保特別会計の法定外繰出金及び財政安定化支援繰出金でございます。

次のページの 1 番下の、目の 1 児童福祉総務費、増額140万8,000円は、次のページの、負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス対策として児童福祉施設への補助金でございます。

19ページ 1 番下の、目の 3 介護保険事業費、増額309万4,000円は、新型コロナウイルス対策として介護福祉施設への補助金でございます。

次に、20ページをお願いします。

上段の、目の 1 保健衛生総務費、増額151万3,000円は、新型コロナウイルス対策として医療機関、調剤薬局への補助金でございます。

21ページをお願いします。

21ページ 1 番下の、目の 4 畜産業費、増額358万7,000円は、肉用牛経営持続化臨時支援事業補助と畜産低コスト生産対策事業限度額の引き上げに伴うものでございます。

次のページをお願いします。

1 番下の、目の 1 農地総務費、増額246万円は、次のページ、熊野地区圃場整備事業ほか県営事業負担金の増額でございます。

同じページの下段の、目の 2 商工業振興費、増額1,111万4,000円は、宿泊施設感染防止対策支援事業補助金でございます。

1 段下の、目の 3 観光費、減額702万5,000円は、夏祭り等イベントの中止によるものでございます。

次のページの24ページをお願いします。

24ページ中ほどの、目の 2 道路維持費、増額220万4,000円は、町道補修修繕料と家屋解体補償費でございます。

1 段下の、目の 4 道路改良舗装費、増額121万1,000円は、脇之川線水道施設移転補償費でございます。

25ページをお願いします。

25ページ下段の、目の 2 自然災害防止事業費、増額3,001万4,000円は、女洲川緊急自然災害防止事業の測量設計委託料と工事費でございます。

次のページ 1 番上の、目の 2 災害対策費、増額1,707万4,000円は、災害に備え、食糧物資及び簡易備蓄倉庫等の備品購入費でございます。

下から 2 段目の、目の 1 学校管理費、増額810万2,000円は、会計年度任用職員の共済費及び南界小学校、野間小学校体育館の火災報知器、落雷による修繕料でございます。

続いて 1 番下の、目の 2 教育振興費、増額2,417万9,000円は、次のページの、タブレット端末遠隔授業システム機器購入費でございます。

27ページの中ほどの、目の2 教育振興費、増額1,241万5,000円は、中学校のタブレット端末遠隔授業システム機器購入費でございます。

その下の、目の3 維持補修費は、中学校グラウンド改修を修繕料に組みかえるものでございます。

27ページの1番下の、目の1 社会教育総務費、増額651万円は、公共施設予約管理システム、テレビ会議システム導入委託料と新型コロナウイルスで生涯学習大会中止によるものでございます。

次のページ、28ページの、目の2 公民館費、増額1,456万9,000円は、中央公民館空調設備更新工事費とロールスクリーン購入費でございます。

1段下の、目の3 芸術文化費、減額317万8,000円は、自主文化事業中止によるものでございます。

次のページ、29ページをお願いいたします。

中段下の、目の3 体育施設管理費、増額1億1,596万円は、中央体育館空調設備更新工事と武道館空調設置工事委託料でございます。

29ページの1番下の、目の1 現年発生道路橋梁災害復旧費、増額2,902万1,000円は、補助災害町道2件、単独災害町道3件の工事費でございます。

次のページ、目の3 現年発生河川災害復旧費、増額7,450万円は、補助災害河川4件、単独災害河川1件の工事費でございます。

1段下の、目の1 現年発生農業用施設等災害復旧費、増額1億2,694万2,000円は、補助災害農地27件、施設25件分の工事費でございます。

1段下の、目の1 現年発生公立学校施設災害復旧費、増額144万円は、増田小学校体育館裏の復旧工事費でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

8ページ1番上の、項の町民税、減額886万6,000円と、1段下の、項の3 軽自動車税、減額176万8,000円は、徴収見込みによるものでございます。

1段下の、目の1 地方特例交付金、減額694万2,000円と、2段下の、目の1 地方交付税、増額3億9,181万2,000円は、交付決定によるものでございます。

8ページ1番下の、目の2 商工使用料、減額150万円は、コロナウイルスによる減額でございます。

次のページをお願いします。

1番上の、目の3 土木使用料、減額300万円は、プール営業中止によるものでございます。

1段下の、目の5 民生使用料、減額253万7,000円は、温泉保養センター改修に伴う営業中止によるものでございます。

その下の、款の14 国庫支出金から、11ページの下段の、款の15、県支出金の各目の補正につきましては、交付決定や内示に伴う調整でございます。

飛びまして、12ページをお願いします。

12ページ1番上の、目の1 財政調整基金繰入金、減額3億2,274万8,000円は、

財源調整によるものでございます。

12ページの1番下の、町債、目の2土木債、増額3,000万円は、女洲川緊急自然災害防止事業と、次のページ、目の5災害復旧費、増額2,800万円、農地、施設、町道、河川、災害復旧に伴う財源でございます。

歳入は以上でございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページ、「第2表地方債補正」でございます。1の追加は、災害復旧事業債の限度額2,800万円を追加するものでございます。2の変更は、補正後の限度額を一般単独事業債を2億3,200万円に、過疎対策事業債を3億6,670万円に、臨時財政対策債を1億2,060万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算に5億3,933万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,200万円とするものでございます。第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることとするものでございます。第2条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、戸田和代さん。

○11番（戸田和代さん）　ページで15ページの、款の6地域開発費のことなんですけど、ここの中で買物支援などのニーズの調査実証実験委託料が不採択となっているんですけど、私はこれが採択となれば、ちょっと期待をしていたんですけど不採択ということでちょっとがっかりしております。

この理由がわかってたら、お願いします。

○議長（徳永留夫君）　町長。

○町長（田淵川寿広君）　担当課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君）　企画課長。

○企画課長（徳永和久君）　この事業につきましては地域おこし協力隊の立案のもと、提出資料をつくりまして提出していたんですけども、不採択ということになっておりますが、不採択の理由に関しましては、こちらも通知を受けてないところでありまして、詳しい内容についてはちょっとわからないところであります。

○議長（徳永留夫君）　はい。よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、橋口渉君。

○2番（橋口渉君）　戸田議員の方からありましたが、質問しようかなと思ったんですけども。

ページ数でいきますと19ページ、民生費のほうですけども、18ページからですかね、障害者福祉施設並びに児童福祉施設並びに介護福祉施設というふうなことで、300万なり140万なりというふうなことで予算を組まれておりますけど、こ

の予算の中身というのが、ちょっと説明をいただけないかなと。

○議長（徳永留夫君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に答弁させます。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） お答えいたします。

この事業につきましては、医療や社会福祉施設等が提供する各種サービスにつきましては、利用者そしてその家族の生活を継続する上で欠かせないものであるところでございます。感染防止対策を講じた上で、継続してサービスが提供されることが重要でありますので、今後も最大限の感染対策を講じた上で、必要なサービスを継続的に実施いただきたいということで、事業者に対して感染症対策に必要な物品の購入等を支援するものでございます。

この支援金につきましては、各事業所一律 10 万円と、あと、職員 1 人当たり 1 万円を加えた額を支援金として交付するものでございます。

○議長（徳永留夫君） 2 番、橋口渉君。

○2 番（橋口渉君） 物品等に関しましては理解しました。

あと職員に対して 1 万円というのがありましたが、これは国から出されております慰労金プラス 1 万というふうなことで考えてよろしいでしょうか。

○議長（徳永留夫君） 福祉環境課長。

○福祉環境課長（上田勝博君） 国の慰労金の事業ではなくて、それぞれのサービス事業所ではそれぞれ行ってるサービスによって規模が違いますので、各事業者それぞれ必要な物品の量も変わってくると思いますので、そこについてはもう職員 1 人当たり 1 万円というのを算定基準として交付するものでございまして、そこは慰労金というふうにするものでは想定はしておりません。

以上です。

○議長（徳永留夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第46号 令和2年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（徳永留夫君） 日程第10、議案第46号、「令和2年度中種子町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第 46 号について説明いたします。

国民健康保険事業勘定特別会計補正でございます。

２ページ、第 1 表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明させていただきます。

国民健康保険税は、本算定に伴い4,320万6,000円の減額でございます。県支出金は、特別交付金見込み額により60万7,000円の減額でございます。繰入金は、国保財政安定化支援事業算定に伴う増額。国保特別会計財源不足による法定外繰入金で4,375万5,000円の増額でございます。繰越金は、前年度繰越金確定に伴い353万5,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算を御説明いたします。

３ページをごらんください。

総務費は、人件費及びオンライン資格確認の運営負担金として 6 万 4,000 円の増額でございます。保健事業費は、会計年度任用職員就労者保険料の減額、健診受付事務等報償費の増額など総計60万7,000円の減額でございます。諸支出金は、見込みによる保険料給付金償還金など402万円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ347万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を12億4,271万3,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第47号 令和２年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）

○議長（徳永留夫君） 日程第11、議案第47号、「令和２年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 47 号について説明いたします。

介護保険事業勘定特別会計補正（第 2 号）でございます。

2 ページでございます。

第 1 表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

国庫支出金は、国庫負担金の介護給付負担金の減額、国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金の減額で2,035万4,000円の減額でございます。支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金 6 万6,000円の減額でございます。県支出金は、地域支援事業交付金15万円の減額でございます。いずれも交付決定に伴うものでございます。繰入金は、事務費の減額と地域支援事業繰入金の減額。基金繰入金の調整などにより1,997万5,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算、3 ページをごらんください。

総務費は35万6,000円の減額でございます。地域支援事業費は、人件費を62万1,000円の減額でございます。諸支出金は、前年度の国庫負担金、県負担金などの精算、償還金及び還付加算金の増額。前年度の一般事務費の返還分など38万2,000 円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ59万5,000円を減額し、補正後の予算総額を12億 6,058万6,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第48号 令和 2 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（徳永留夫君） 日程第12、議案第48号、「令和 2 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 48 号について説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正（第２号）でございます。

２ページ、第１表歳入歳出予算補正で御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料は、本算定に伴う特別徴収・普通徴収、281万1,000円の増額でございます。繰入金は、事務費繰入金３万4,000円の増額でございます。繰越金は、前年度確定に伴い９万8,000円の増額でございます。国庫支出金は、高齢者医療制度見直し等システム改修事業に伴うシステム改修補助金８万8,000円の増額を計上しております。

次に、歳出予算、３ページをごらんください。

総務費は、人件費及びシステム改修に伴う負担金12万1,000円の増額。後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料算定に伴い281万1,000円の増額。諸支出金は、一般会計繰出金９万9,000円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ303万1,000円を追加し、補正後の予算総額を１億5,846万3,000円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　討論なしと認めます。

これから、議案第４８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は、原案のとおり可決されました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

日程第13　認定第１号　令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14　認定第２号　令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15　認定第３号　令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16　認定第４号　令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17　認定第５号　令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18　認定第６号　令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（徳永留夫君）　日程第13、認定第１号、「令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第18、認定第６号、「令和元年度中種子町水

道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで、6件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 認定第1号から認定第6号まで、各会計ごとに決算の認定につきまして提案理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、既に監査委員の審査を経ておりますので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。決算審査で御指摘のありました事項や御意見につきましては、今後の町政執行におきまして十分に反映させていく所存でございます。

各会計の総括的な事項を申し述べさせていただきます。

まず、認定第1号、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和元年度一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、予算の重点的かつ効率的配分と経費節減に努めるとともに、基金の有効活用及び国県支出金の活用を図りながら執行した結果、歳入総額67億6,000万1,000円。歳出総額66億8,845万2,000円で、実質収支は、5,708万5,000円の黒字となりました。また、財政調整基金への積み立て及び取り崩し額を除外した実質単年度収支についても、1,006万2,000円の黒字となったところでございます。

歳入決算額の構成状況につきましては、地方交付税が45.3%と最も多く、続いて町債の13.1%となっており、依存財源が78.1%と非常に高い比率となっております。

歳出の状況につきましては、目的別に見ますと、民生費が20.4%で最も高く、次いで総務費の13.4%、教育費の12.6%と続きます。また、性質別で見ますと、普通建設事業費が18.9%と1番多く、次いで、補助費などの17.2%、人件費の16.7%となっており、こちらも義務的経費が40.7%と依然高い比率となっております。なお、各事業の詳細は、主要施策の成果報告書に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、令和元年度一般会計決算について概要を述べましたが、本町の財政状況は、増加する扶助費を初め、義務的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることや、多額の地方債残高、また、地方交付税等の動向が不透明であることなどを考えると、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されるところでございます。

次に、認定第2号、令和元年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、国民健康保険税2億1,483万円を含む、12億4,300万3,000円で、前年度比4,933万2,000円の収入増となりました。歳出総額は、保険給付費など合計12億3,357万8,000円で、前年度比4,575万4,000円の支

出増となりました。そのうち保険給付費が、前年度比2,653万3,000円増の8億3,680万9,000円となっております。

その結果、次年度繰越額は942万5,000円となりました。

今後も国民健康保険税の収納率向上に努め、医療費抑制のため集団及び個別健診などの充実を図りながら、疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康管理に対する支援に取り組み、町民の皆様の健康増進、医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第3号、令和元年度と畜場特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

と畜場特別会計は、と畜場の維持管理などの経費が主なものでございます。令和元年度の利用頭数は15頭、前年度が17頭でございます。このように年々減少しております。施設も昭和44年開場以来50年が経過し、建物・設備の老朽化が著しい状況であるため、と畜場運営協議会において協議を行い、令和2年3月31日をもって閉鎖し年度内に精算を行いました。

決算額は、歳入歳出の総額が、390万2,000円となったところでございます。

次に、認定第4号、令和元年度介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

介護保険制度は、3ヶ年を1期とする事業運営期間を設けており、令和元年度は、第7期事業計画の2年目として事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

歳入については、第1号被保険者現年度分保険料が1億7,033万6,000円で、消費税増税に伴い、第1段階から第3段階の方を対象とする低所得者保険料の軽減があったことから、前年度比1,224万9,000円、6.7%の減となっております。

歳入総額は、11億5,033万6,000円でございます。

歳出のうち、保険給付費は9億8,886万1,000円で、施設介護サービス給付の増加により前年度比1,288万1,000円、1.3%の増加となっております。また、高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防・日常生活支援総合事業として4,617万9,000円となり、前年度より1,135万5,000円増額となったところでございます。

歳出の総額は、11億4,759万4,000円でございます。

今後も介護保険制度への理解と徴収率の向上に努め、サービスの充実を図りながら、介護保険の理念に基づく尊厳ある福祉の向上に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第5号、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携を図りながら高齢者の医療保険業務を行っているところでございます。

後期高齢者医療会計における歳入総額は、後期高齢者医療保険料6,762万2,000円を含む1億4,037万円で、前年度比837万1,000円の収入減となりました。

歳出総額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 1,752 万 9,000 円を含む 1 億 3,812 万 2,000 円で、前年度比 874 万 6,000 円の支出減となりました。

その結果、次年度繰越金は、224 万 8,000 円となったところでございます。

年々、被保険者の医療費の増加が予測されるため、高齢者の健診受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第 6 号、令和元年度水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

中種子町水道事業につきましては、年間を通して降雨量に恵まれ、原水不足はなく、安定した水道水の供給を行うことができました。給水状況は、給水人口が 7,715 人、給水件数 4,706 件、総給水量 92 万 2,126 立方メートルで、有収率 79.98% でございました。

水道事業収益の主なものは、営業収益の給水収益で税抜き 1 億 6,528 万 4,000 円、収益の合計は、2 億 6,661 万 4,000 円となったところでございます。

水道事業費用の合計は、2 億 7,960 万 3,000 円となり、当年度の損益は、1,298 万 9,000 円の純損失となりました。

その結果、未処理欠損金 1,298 万 9,000 円が発生しましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的支出については、建設改良費税込み 1 億 2,613 万円、企業債償還金 6,253 万 8,000 円で、合計 1 億 8,866 万 9,000 円となり、不足額 9,846 万円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金ほかで補填をしました。建設改良事業につきましては、配水設備改良費で、耐震化石綿管更新事業 7 件とその他工事 3 件で 9,775 万 7,000 円、取水設備改良費では、古房浄水場水源電気探查業務委託 321 万 7,000 円。浄水設備改良で、古房浄水場配水池実施設計業務委託 1,755 万円が主なものでございます。

水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費の削減に努めてまいります。

こうした状況下ではございますが、健全財政を堅持していくことは行政運営の基本でございます。財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいきますとともに、公営企業会計につきましても常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいり所存でございます。

以上、令和元年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げます。御審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

なお、一般会計の詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） それでは、認定第 1 号、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策の成果報告書、これの準備をお願いします。

令和元年度の決算は、実質公債費比率は増加したものの、将来負担比率、経常

収支比率は減少し、若干の改善が見られるところでございます。

歳入は、地方交付税、地方特例交付金等の増額や、県支出金の確保により、基金取り崩しによる繰入金を抑制しましたが、町債につきましては、単独事業の実施に伴い増加したところでございます。

歳出につきましては、公共事業の実施により、普通建設事業費、プレミアム付商品券事業により扶助費がふえ、災害事業が減少したところでございます。

それでは、主要施策の成果報告書の3ページをお願いします。

第1表決算収支の状況でございます。

一般会計の歳入決算額は、67億6,000万1,000円で、歳出決算額は、66億8,845万2,000円。歳入歳出の差し引き額、いわゆる経常収支は、7,154万9,000円の黒字でございます。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が1,446万4,000円で、経常収支から繰越財源を差し引いた実質収支額は、5,708万5,000円の黒字決算となったところでございます。本年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、782万8,000円の黒字決算となったところでございます。また、財政調整基金への積立金を加えた実質単年度収支は、1,006万2,000円の黒字決算となったところでございます。

次に、5ページをお願いします。

5ページ、第2表歳入決算額の状況でございます。

歳入の構成比率及び伸び率を示してございます。歳入構成比では、款の10地方交付税が45.3%、款の21町債が13.1%。款の1町税が11.3%、款の15県支出金が9.1%、款の14国庫支出金が6.9%の順で、依存財源の割合が高い財政構造となっております。

歳入合計は、67億6,000万1,000円で、ほぼ前年度並みとなっております。

次に、6ページをお願いします。

6ページ、第1図、歳入決算額の状況でございますが、歳入決算額を前年度と比較してございます。前年度と構成比は大きく変わっていない状況でございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページの第3表は、町税の決算額を前年度と比較しており、町税、町民税が減少し、固定資産税、軽自動車税、たばこ税は微増しているところでございます。

その下の第2図は、税目ごとにグラフで前年度と比較をしてございます。

その下の第4表は、国庫支出金の構成比と伸び率を比較してございます。

次のページの、8ページから24ページにかけては、目的ごとに事業効果について詳しく説明してございます。時間の関係もございいますので、お目通しをいただきますようよろしくお願いします。

次に、24ページをお願いします。

24ページ、第5表、歳出決算額の状況でございます。

目的別に示してございます。構成比では、民生費が最も高く、次に総務費、教育費、公債費の順となっております。

次のページ、第3図は、目的別歳出決算額の状況を前年度と比較してございます。

次のページ、26ページ、第4図は、性質別歳出決算額の状況を前年度と比較してございます。性質別の構成比では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が40.7%、普通建設事業費、災害復旧事業の投資的経費が19.4%、物件費、扶助費等など、その他の経費が39.9%となっております。

次のページ、27ページ、第6表は、公債費比率等の推移でございます。町債の現在高、実質公債費比率の推移を示したものでございます。実質公債費比率は10.8%で、前年度より0.7ポイント増加してございます。町債の現在高は、前年度より8,400万増加し、79億5,500万となっているところでございます。

次に、28ページをお願いします。

第7表は、地方債の目的別現在高を示してございます。

次のページ、第5図は、借入先別の現在高を示してございます。

30ページから32ページにかけては、四つの特別会計の状況を示してございます。

以上が、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。

今後、公立病院等一部事務組合及び各特別会計の負担金、社会保障費等の増大、新型コロナウイルスの影響により、地方財政を取り巻く状況はますます厳しくなるものと推測され、さらなる事務事業の見直しを初めとする行財政改革を積極的に推進するとともに、経費全般について、削減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源の確保に努め、円滑な行財政運営を推進し、適切な財政運営に努めてまいりたいと考えていますので、今後とも御指導方よろしくお願いします。

ここに別冊のとおり、中種子町監査委員から提出されました令和元年度中種子町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書、令和元年度中種子町財政健全化審査意見書と主要施策の成果報告書を添えて町長から御提案申し上げたところでございます。

御審議いただきまして、認定くださいますようよろしくお願いします。

以上で、説明を終わります。

○議長（徳永留夫君） これから総括質疑を行います。

本件については、後もって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は簡潔をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、蓮子信二君、下田敬三君、日高和典君、永濱一則君、戸田和代さん、橋口渉君、以上6人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました6人の諸君を選任することに決定しました。決算特別委員の皆さんは、正副委員長の互選を行ってください。委員会の開催場所は、委員会条例第9条第1項の規定により、議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時16分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に蓮子信二君、副委員長に永濱一則君が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

-----○-----

日程第19 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（徳永留夫君） 日程第19、陳情第2号、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採決の陳情について」を議題とします。

議会運営委員会前日までに受理した陳情書は、御手元にお配りした写しのとおりです。

陳情第2号は、会議規則第92条の規定により総務文教常任委員会に付託します。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あすから本会議は休会とし、17日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

9 月 1 7 日

令和2年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和2年9月17日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員長中間報告
- 第3 議案第49号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第8号）
- 第4 同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第6 発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書
- 第7 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第8 議員派遣の件
- 第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 町 長 | 田 淵 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 土 橋 勝 君 |
| 総 務 課 長 | 阿 世 知 文 秋 君 | 保 育 所 長 | 山 田 和 春 君 |
| 財 政 係 長 | 鮫 島 司 君 | 教 育 長 | 北 之 園 千 春 君 |
| 教育総務課長 | 浦 口 吉 平 君 | 社会教育課長 | 園 田 俊 一 君 |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- | | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 下 村 茂 幸 君 | 議 事 係 長 | 稲 子 隆 浩 君 |
|--------|-----------|---------|-----------|

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番、日高和典君、11番、戸田和代さんを指名します。

-----○-----

日程第 2 自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員長中間報告

○議長（徳永留夫君） 日程第 2、「自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の中間報告」であります。

これまで、自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会が調査した事件について、調査の経過と結果の中間報告を求めます。

自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会委員長、濱脇重樹君。

〔自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会委員長 濱脇重樹君 登壇〕

○特別委員長（濱脇重樹君） おはようございます。

自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会中間報告をいたします。

本特別委員会は令和元年の改選により新たなメンバーで活動を行っています。自衛隊誘致については、大規模災害への対応力強化による「安全・安心な町づくり」、隊員やその家族による「人口の増加」、自衛隊の各種イベント開催や交流人口増による「地域の活性化」、国からの防衛施設周辺対策事業等による「町民生活の向上」、施設整備等に伴う各種建設工事や消耗品等の調達が発生するとともに、施設の維持管理に必要な各種ニーズが発生することによる「雇用の創出」が期待されることから、積極的に進めてまいりました。今回、報道で御承知のとおり、馬毛島について国のほうから今後の方向性が示されました。それを受けて、我々議会としての考え方を中間報告という形で報告をいたします。

馬毛島に関する国の動き。馬毛島については、2011年6月に日米安全保障協議委員会「2+2」で明記されてからさまざまな動きがありましたが、2019年12月に政府が160億円で買収することで地権者と合意したとの報道以降、急速な進展を見せております。先月8月7日には山本防衛副大臣が西之表市を訪れ、馬毛島における自衛隊の施設整備について説明が行われました。あわせて、中種子町ほか関係自治体に対しても同様の説明がなされたところです。国としては、馬毛島に自衛隊の施設を整備し、陸・海・空の訓練施設として、また、整備補給等後方支援、大規模災害時における活動拠点として整備し、あわせて米空母艦載機着陸訓練（FCLP）の施設として活用する計画です。

特別委員会の活動状況。令和元年7月に今後の活動方針について協議し、自衛隊誘致については、積極的に活動を継続すること、馬毛島については、国等の動

向を見ながら対処することを確認しました。その後7回の特別委員会を開催し、自衛隊誘致に積極的に取り組んでまいりました。その主なものとして、令和元年11月には、防衛省を表敬訪問し、山本防衛副大臣に意見書を提出し、整備計画局長を初め、陸幕防衛部長、地方協力局長など多くの方と面談し、誘致についての思いを伝えてきました。令和2年2月には、西部方面隊総監部を表敬訪問し、本松総監初め、幹部の方々に対して、訓練の御礼と継続をお願いしました。令和2年6月には、県知事あての意見書を送付し、知事に対して要請活動を行いました。令和2年8月には、塩田新県知事を表敬訪問し、自衛隊誘致について理解を求め協力をお願いしました。また同8月、防衛省を訪れ、山本防衛副大臣に対して再度誘致のお願いをしたところです。

自衛隊誘致と馬毛島について、議会としての考え方。これまでは、馬毛島については国としての動向がはっきりしなかったこともあり、積極的な関与はせずあくまで町内への自衛隊誘致をメインに進めてきたところです。しかし、報道等でもあったように、国としての方向性が明確となってきた今の状況を見ると、馬毛島の問題を無視しての誘致活動は先へは進まないと考えます。したがって、馬毛島はあくまで西之表市の行政区域であることから、国の示す施設整備計画に議会として賛否に関しては言及できない、との立場を基本にしながらも、国の進める防衛施設整備計画の重要性、必要性は充分理解できるところであります。よって、中種子町議会として協力できる部分については、町当局とも意思の疎通を図り、できる限りの協力をしながら、馬毛島関連施設の誘致を進め、そこを足がかりに町内への自衛隊誘致につなげるべき、ということを委員全員で確認をしたところです。このことは、米空母艦載機着陸訓練（FCLP）についても容認することになりますが、騒音問題等、地域住民の不安払拭に向けては、最大限の努力をしてまいります。今後は国に対して、議会への説明、住民説明会の開催なども求めていきたいと考えています。

また、町民有志でつくる「町自衛隊誘致推進協力会」と、町、議会の3者が一体となった「中種子町自衛隊誘致協議会」（仮称）を近く発足予定です。これによって、関係機関に対する誘致活動に民間も参加し、地元の熱意を伝えることになり、誘致活動の強化につながるものと期待しています。

以上で中間報告を終わりますが、今後も誘致活動につきましては、地域の安心、安全を最優先としながら積極的に進めてまいります。

以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） 以上で、自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会の中間報告を終わります。

—————○—————

日程第3 議案第49号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（徳永留夫君） 日程第3、議案第49号、「令和2年度中種子町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） おはようございます。

議案第49号について説明をいたします。

一般会計補正の第8号でございます。今回の補正でございますが、台風10号に伴う暴風雨により被災した公共施設の災害復旧経費を緊急に計上するものでございます。

まず歳出予算から御説明をいたします。

4ページをお開きください。

款の11災害復旧費、項の3文教施設災害復旧費のほうでございます。目の1、現年発生公立学校施設災害復旧費は、増田小学校、校舎屋上の出入り口の扉飛散による修繕のほか、油久小学校、中種子中学校の修繕経費を計上しております。目の2の、現年発生社会教育施設災害復旧費は、中種子中学校、ナイター設備の修繕経費を計上しているところでございます。目の3現年発生教職員住宅災害復旧費は、油久小10号棟ほか4棟のテラス破損などの修繕経費を計上しているところでございます。

次の、その他公共施設災害復旧費でございます。目の1庁舎等施設災害復旧費につきましては、役場車庫及び横町車庫の修繕経費でございます。目の2保育所施設災害復旧費でございますが、これは空調室外機の基盤修繕経費を計上しているところでございます。

次に、歳入予算について御説明をいたします。

3ページをお開きください。

繰入金でございますが、財源調整のため財調基金繰入金を増額しているところでございます。

諸収入でございますが、町有建物共済金を計上しているところでございます。その結果、歳入歳出予算にそれぞれ265万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を85億6,465万9,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 同意第15号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（徳永留夫君） 日程第４、同意第15号、「教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは、同意第15号について説明をいたします。

現在、教育委員会委員として御尽力をいただいております、松下佳代氏が10月30日で任期満了となります。引き続き、教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、中種子町納官6,425番地１、氏名、松下佳代、昭和58年１月４日生まれ。任期が、令和２年10月31日から令和６年10月30日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、同意第15号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳永留夫君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人の下田敬三君及び迫田秀三君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（徳永留夫君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（徳永留夫君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○議会事務局長（下村茂幸君） １番、浦邊和昭議員。２番、橋口渉議員。３番、池山喜一郎議員。５番、永濱一則議員。６番、蓮子信二議員。７番、濱脇重樹議員。

8 番、下田敬三議員。9 番、迫田秀三議員。10 番、日高和典議員。11 番、戸田和代議員。12 番、園中孝夫議員。

○議長（徳永留夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

下田敬三君及び迫田秀三君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（徳永留夫君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成10票、反対1票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第15号は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

-----○-----

日程第5 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（徳永留夫君） 日程第5、陳情第2号、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会への付託案件です。

委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、蓮子信二君。

〔総務文教常任委員長 蓮子信二君 登壇〕

○総務文教委員長（蓮子信二君） おはようございます。

それでは報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託された陳情第2号、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果について、報告します。

当委員会は、9月9日防災センターにおいて、全委員出席のもと委員会を開き審査を行いました。

陳情第2号は、中種子町野間在住の勘場洋之氏から提出されたものです。

陳情の趣旨は、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには条件整備は不可欠なので、2021年度政府予算編成において下記2項目が実現されるよう、国の関係機関へ意見書を提出してほしいというものであります。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。の2項目であります。

審査の結果、質疑、討論なく、全会一致で願意は妥当であるので、採択すべきものと決定しました。

なお、意見書についても、原案の通りこれを提出すべきものと決定しました。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（徳永留夫君） これで総務文教常任委員会での審査報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情書は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第6 発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第6、発議第4号、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書」を議題とします。案文は配付いたしております。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第7 発議第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第7、発議第5号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

園中孝夫君。

〔12番 園中孝夫君 登壇〕

○12番（園中孝夫君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の趣旨説明です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。よって、下記事項が確実に実現されるよう、強く要望するものです。1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することがないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産も含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上で趣旨説明を終わりますが、議員諸君の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから、発議第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第 8 議員派遣の件

○議長（徳永留夫君） 日程第 8、「議員派遣の件」を議題にします。

お諮りします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定によって、御手元にお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（徳永留夫君） 日程第 9、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員